

災害時遺体対応マニュアル（案）について

1 主旨

ご遺体対応の活動にかかる実効性をさらに高めることを目的として、職員が使用する災害時遺体対応マニュアルを策定中のところ、その案について報告する。

2 検討の経緯等

(1) 検討の経緯

災害時における遺体対応（遺体の搬送・収容、対応人員など）については、災対各部が詳細な活動内容を定めて実施することとしているが、災害時には関係機関等と連携し、状況に応じた臨機応変な対応を行うとともに、大切なご家族を亡くされたご遺族への心配りやご遺体への尊厳の意を込めた対応を滞りなく実施することが極めて重要であることから、令和7年4月に職員が使用する災害時遺体対応マニュアルの策定に着手した。

なお、今回の遺体対応マニュアルは、遺体対応の流れを時系列で網羅的に掲載することとし、特に役割分担の明確化に取り組むことに努めた。来年度修正を行う震災時職員行動マニュアルに反映する。

(2) 検討の概要

①遺体対応方針

地域防災計画より「ご遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分考慮し、迅速かつ適切に取り扱うこと」とした。

②遺体対応調整本部の設置

適切にご遺体対応には、災対各部間や関係機関等との円滑な連携が必須となる。そのため、各遺体収容所の状況把握、火葬調整、情報発信等を取りまとめることが必要な業務を整理して、遺体対応調整本部を設置し対応することとした。

③関係機関及び協定事業者等の協力

災害時における遺体対応は区のみで対応が完結せず、警察をはじめとした関係機関や協定を締結している葬祭事業者等との連携が欠かせないことから、マニュアル検討にあたっては、専門的知見をいただくとともに、連携についても改めてその内容を相互確認し、調整を行った。

(3) 遺体収容所開設基準及び課題の整理

本マニュアル策定においては、遺体収容所の収容可能数や施設機能を調査し、開設優先基準の検討を行った。その他の公共施設、協定事業者施設等の活用については、引き続き検討を行うこととした。

3 遺体対応マニュアル（案）の概要

別紙参照

4 今後のスケジュールについて

令和8年	3月	災害時遺体対応マニュアルの策定
	4月以降	震災時職員行動マニュアルの見直し

遺体対応マニュアルの構成

○目次

第1章 用語の整理

第2章 総則

- 1 本マニュアルの活用について
- 2 遺体対応にあたっての区の方針

第3章 全体イメージ

第4章 遺体収容所の開設

1 遺体対応調整本部の設置

- (1) 設置基準
- (2) 機能
- (3) 活動体制

2 遺体収容所の開設

- (1) 開設前の対応
- (2) 遺体収容所の開設準備
- (3) 必要資器材の確保
- (4) 開設収容所の選定
- (5) 遺体収容所一覧

第5章 安否不明者、行方不明者の搜索、遺体収容所での業務

1 安否不明者、行方不明者の搜索・搬送等

- (1) 遺体情報の取扱い
- (2) 遺体搜索(行方不明者含む)の出動準備
- (3) 搜索実施の判断
- (4) 搜索・遺体の収容

2 遺体収容所への受入れ

- (1) 受け入れ可能な遺体数等の報告
- (2) 遺体の収容
- (3) 遺体収容後の取扱い
- (4) 遺体収容所の体制の調整
- (5) 遺体収容所の運営

3 検視・検案

- (1) 遺体調査(検視)・検案及び処置

4 ご遺体の取扱い

- (1) 遺体安置への移行
 - (2) 納棺等
 - (3) ご遺体の安置
 - (4) 身元不明の遺体の取扱い
 - (5) 身元不明遺体の情報提供等
 - (6) 外国人の遺体の取扱い
- ##### 5 火葬(広域火葬を前提に記載)

- (1) 火葬体制
- (2) 火葬場の状況確認
- (3) 遺体収容所での戸籍事務
- (4) 火葬方法の検討と実施
- (5) 広域火葬について
- (6) 近隣の火葬場併設の斎場
- (7) その他の連絡先

6 火葬後の対応

- (1) 遺骨及び遺留品の取扱い
 - (2) 身元不明遺体の遺骨の取扱い
- ##### 7 遺体収容所の閉所(撤収)

(1) 方針

第6章 対応別の注意事項

- 1 遺体への対応、遺体の搬送
- 2 遺体の保存、安置、納棺
- 3 遺族への対応

第7章 その他

- 1 連絡・情報共有
- 2 職員に対するメンタル的なフォロー
- 3 必要物品の調達、準備
- 4 関係団体の役割
- 5 業務手順等

第8章 関連様式と記入例

第9章 参考資料

遺体対応マニュアルの構成

○記載例(抜粋)

災害時遺体対応にあたる職員が活用しやすいよう、時系列順に整理し、災対各部、関係機関及び協定締結事業者等の役割、手順等を記載

[施設における初動対応]
施設利用者・職員の安全確保→避難者の避難所等への誘導→施設の安全仮点検・被害状況の確認→地域本部への状況報告→遺体収容所の開設準備
※けが人が発生した場合は、応急救護を行う。
※施設に留まる避難者を各避難所等へ誘導する。
※目視で外観等の損傷か所の有無を確認し、利用の可否を判断する。
(応急危険度判定は後ほど実施)
※地域本部へ被害の状況と開設準備着手の連絡をする。

災対統括部
災対地域本部からの要請を受け、警察署に対し、検視・検案班の派遣要請を行う。

【参考】

派遣元機関	主な業務内容と編成人員
警視庁 [世田谷・北沢・玉川・成城]	検視責任者1、検視補助・記録2、検案補助1、 写真撮影1、指紋採取2、受付1、引き渡し1
都福祉保健局 [監察医務院・応援監察医等]	[監察医務院] 監察医1、事務1、作業1 [応援監察医] 監察医2

※**監察医は、警察から出動要請をかける。**検案に係る医師が不足する場合には、遺体対応調整本部が状況を取りまとめ、区災害対策本部を経由して区医師会へ医師の派遣要請を実施する。
※警察は受付にも職員を配置し、区職員と協力して遺体を受け入れる。

(2) 遺体収容所の開設準備

災対地域本部
収容所職員は施設の被災状況を確認の上、予め想定している別紙〇〇レイアウト図に基づき準備開始。受け入れ準備が整い次第受入を開始する(検視・検案班が到着していなくても、受け入れは行う)。あわせて開設したことを遺体対応調整本部に報告する。
収容所職員からの開設報告を受けて、遺体対応調整本部へ報告を行う。
災対土木部等と連携、情報共有をし、遺体の搬送協力、収容所への受入を支援する。

遺体対応調整本部
災対地域本部からの報告を取りまとめ、収容所の開設状況を災対財政・広報部を経由して公表する。あわせて災対統括部に取りまとめた状況を報告する。

災対統括部

災対土木部からの要請に基づき、消防、警察、自衛隊に捜索協力要請を行う。

遺体対応調整本部

災対土木部からの要請に基づき、災対保健福祉部にボランティアの支援要請を行う。

(4) 捜索・遺体の収容

災対土木部

捜索現場では関係機関(警察、消防、自衛隊)と協力しながら捜索を実施する。遺体発見時には警察官派遣要請を行う。また、聞き取り(資料14「死亡者の調書」を使用)遺体収容所受付での手続き(警察官への申告)を行う。加えて、写真撮影を行う。捜索打ち切りの調整、及び搬送の調整を行う。

捜索打ち切りの調整、及び搬送の調整を行う。
職員の安全への配慮を行う。ガス漏れ現場での火気、電気器具の使用禁止、漏電箇所への注意による二次災害を防止する。

遺体の収容所への搬送は、原則遺族、葬祭事業者協力の下、対応する。搬送の際、ご遺族搬送車両に同乗できない場合、搬送先の収容所の場所を案内する。

発見した行方不明者が生存している場合、傷病の程度により救急要請等を行う。身体に目立った怪我はなく、意思確認が可能な場合は、病院等への搬送について、本人に意向を確認する。救急車が対応できない場合は区または関係機関の車両で搬送する。救出情報を災対地域本部に連絡し、必要に応じて避難所を案内する。

災対地域本部

拠点隊等がパトロールで得た遺体発見状況を集約し、警察・消防と共有する。捜索現場の人手不足等により遺体収容所への搬送が困難な場合、遺体対応調整本部に対し、関係団体(協定事業者等)の協力要請を依頼する。

あわせて、警察や協定事業者等の到着まで、ご遺族等の協力を得ながら遺体及び発見現場の保存、安定に努める。**警視庁・警察署**

警視庁・警察署

区や関係団体と協力しながら遺体(行方不明者含む)の捜索活動・収容のための搬送を行う。また、救出救助活動に伴い発見・収容した遺体の死亡の判断を行う。

陸上自衛隊

区や関係団体と協力しながら遺体(行方不明者含む)の捜索活動・収容のための搬送を行う。

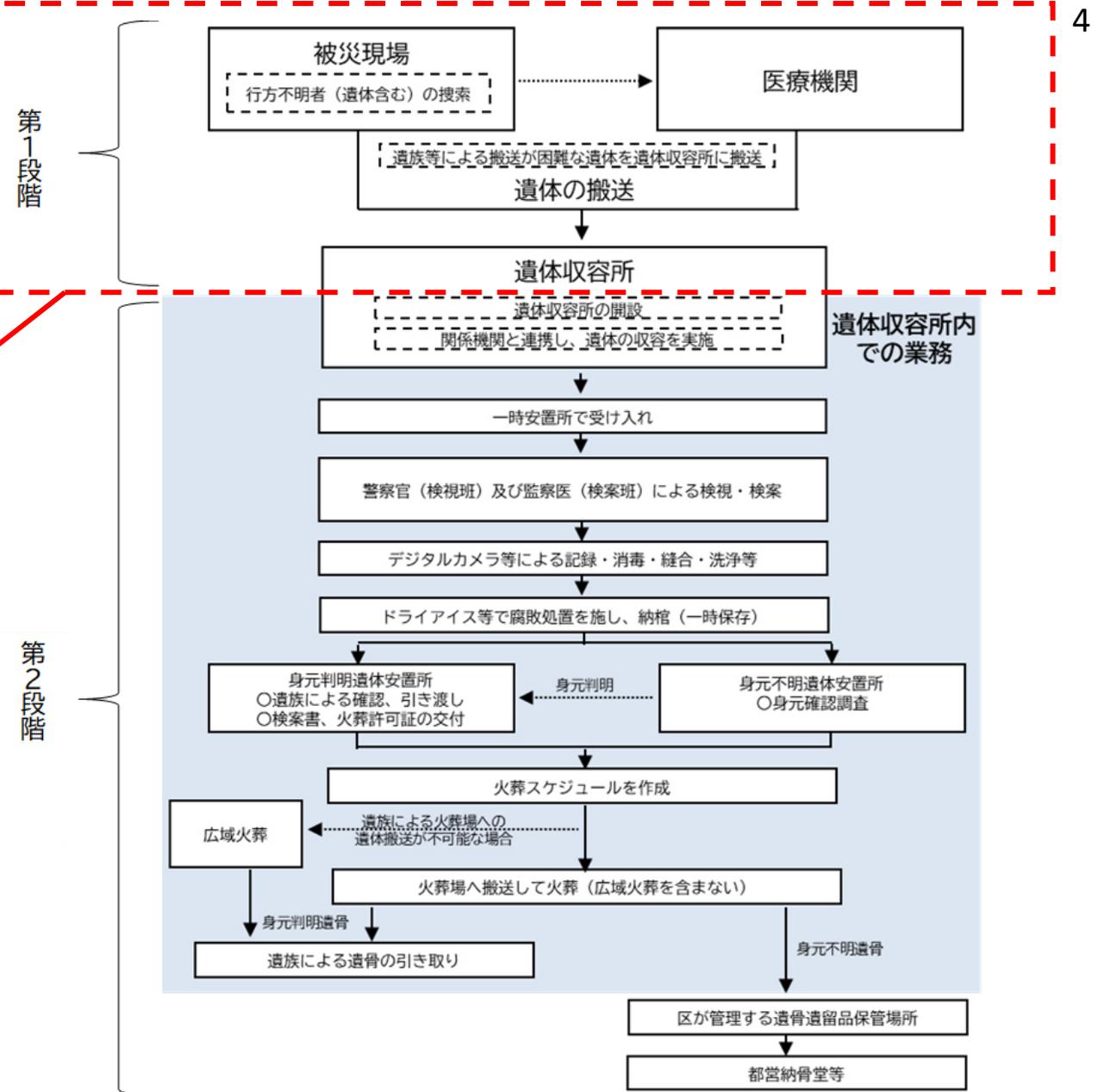
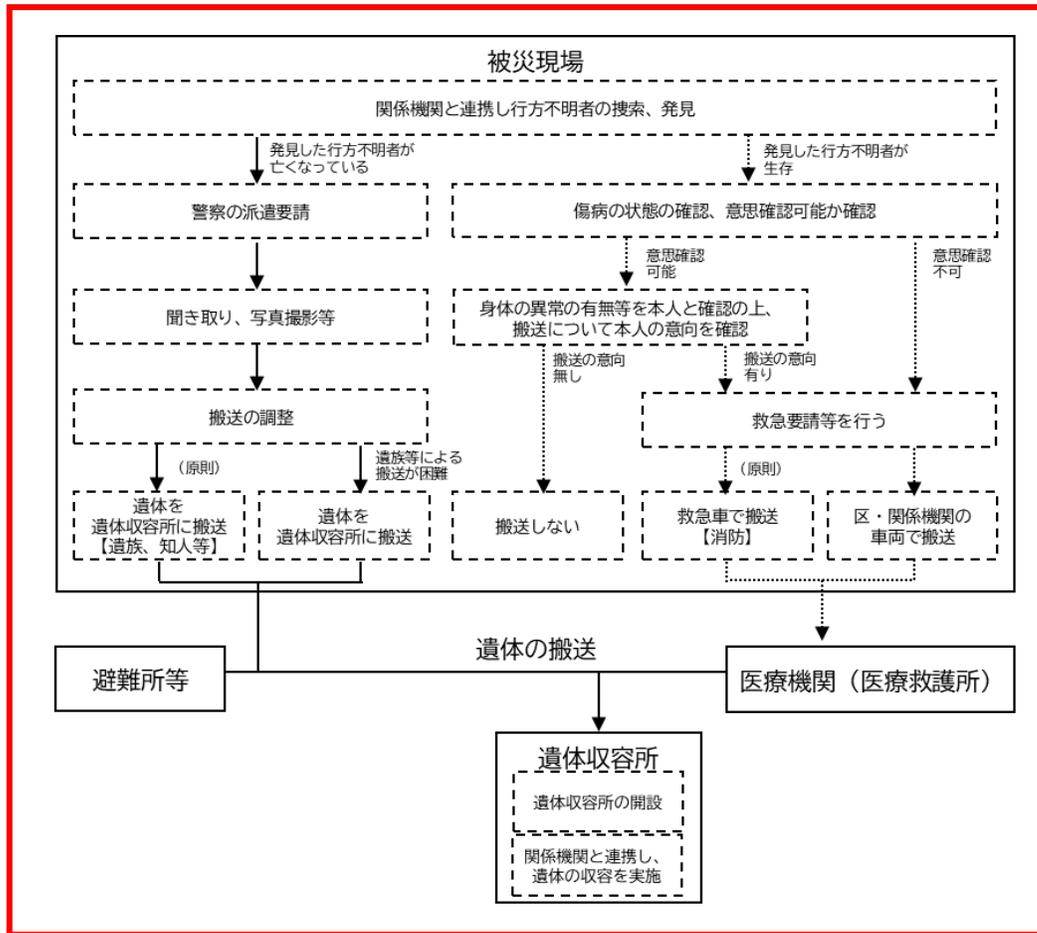
都総務局

区の要請に応じ、関係機関との連絡調整を行う。

(別紙) 遺体対応マニュアル (案) の概要

遺体対応フロー図の掲載

職員が行方不明者捜索等で行方不明者や、ご遺体を発見した場合の詳細の手順と全体の流れを掲載



○遺体対応調整本部の設置

(1)設置基準

各地域本部において、被害状況を確認の上、遺体収容所開設の必要があると判断し、かつ遺体収容所の開設準備に着手したことを災対区民支援部に伝えられた場合に設置

(2)機能

災害対策各部や協定締結事業者等との調整、必要物品等の確保調整(協定先への依頼含む)、各遺体収容所の状況把握、遺体情報の管理、職員の配置調整、火葬調整、外国人遺体調整、遺体収容所の縮小・閉鎖に向けた協議、遺体対応調整本部の縮小、閉鎖判断などを実施

(3)活動体制

災対区民支援部を中心に、災対統括部、災対地域本部、災対土木部、災対医療衛生部、災対財政広報部と連携しながら各種業務を調整できる体制

災対地域本部は、地域及び収容施設の被災情報を収集し、職員の参集状況に応じて少なくとも地域に一つ以上の遺体収容所の開設を行う。各地域内で発災後の状況を確認し、下記の点を考慮し、優先して開設する遺体収容所を判断する。

- ・ 遺体の収容可能数が多い
- ・ 施設周辺の搬送経路が確立・残存している
- ・ 電力・上下水道・ガス・通信等のインフラが使用可能
- ・ 各遺体収容所の機能(参考:遺体収容所機能一覧)

※遺体収容所の縮小や閉鎖の判断についても災対地域本部にて判断する。

(別紙) 遺体対応マニュアル (案) の概要

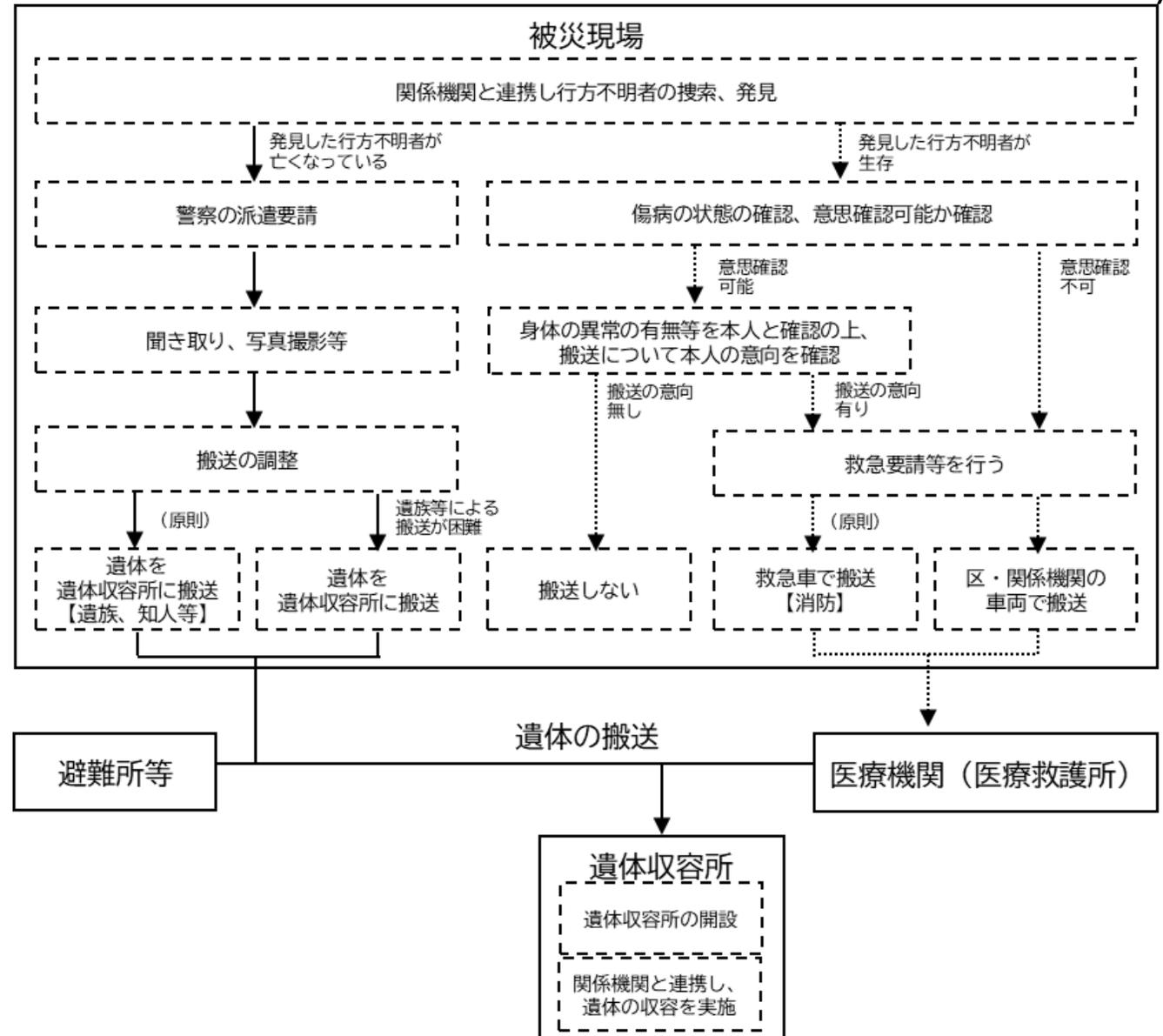
遺体発見から遺体収容所への搬送

○遺体を発見した時の対応について

行方不明者や遺体の捜索をしたことがない職員が、関係機関と協力しながら迷わず対応できるようフローチャートとしてまとめた。

発災直後は、救出救助活動も並行して実施しなければならないことから、被災現場での遺体の保護や搬送について区だけで実施するのではなく、遺族や知人等の協力を得ながら実施する。

また、マニュアルにはご遺体を扱う際の注意事項として、死者のプライバシーを保護すること、遺体へ触れる際は遺体へ一言声掛けをしてから触れるなど、常に尊厳の意を持って接することを記載。



遺体の安置、遺族への対応における手順を示す他、注意事項を記載(以下抜粋)

○遺体の安置

- ・遺体を納棺する際は、直接遺体の四肢を掴んだり、抱き上げたりすることは避ける。
- ・納棺 処置 ①遺体収納袋のまま棺に入れる ②顔の両側、胸、腹部の上にドライアイスを置く
③掛布団や毛布などでドライアイスを覆う ④棺のふたを閉める
- ・ドライアイスの1体当たりの必要量は10kg/日(最初20kgが効果的)、また、夏場は、30kg/日
- ・ご遺体の洗浄は、遺族の感情を配慮し、遺族の目に触れない場所が望ましい。
- ・ご遺体の腐敗を促進させない管理(温度・湿度を高くしない、ドライアイスの適量使用、早めの納棺)に努める。
- ・遺体洗浄に使用した布等は、他の廃棄物と別で収集し、焼却等適切な処分を行う。

○遺族への対応

- ・火葬前の遺体は、遺族にとって死亡したことが受け入れられず納得し得ない状況である。また、心中は相当な混乱を来しており、言動については、細心の注意をもって対応する。
- ・遺族の心情は悲嘆の状況下にあり、人それぞれで悲嘆反応(長引き・遅れ・変形反応)が様々なので対応には遺族の心情に寄り添う気持ちが重要である。
- ・遺族へ説明する際は、「簡潔に」「短い文章で」「ゆっくり」と。
- ・適切な言葉づかい [例] 誤「お運びする」→ 正「お連れする」
- ・火葬の際に必要な「火葬許可証」を必ず持参するよう注意喚起する。

遺体の引渡しについて

① 遺体の安置

警視庁・警察署は、区や関係機関と連携し、ご遺体を管理し、遺族等への引渡しを実施する。

災対地域本部は検視・検案を担当する現場の警察官の指示に基づき、協定締結事業者等と連携しながら、検視・検案を終えたご遺体を納棺し、安置場所で保管する。

② ご家族等にご遺体の引渡しが可能な場合

災対地域本部は、警察等と連携し、警察署「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

その際、引取人の身元及び遺体との関係を確認する。家族・親族等の申告により身元が判明した遺体は、相違 ないとする客観的な資料を得てから引き渡す。検案医師作成の「死体検案書」を持参して、死亡届を提出するよう案内する。

③ 死亡届の受理

死亡届の手続きは、関係法規に則り、適切に行う。手続きの際は、遺族等の心情を考慮した適切な対応に努めることとする。

④ 身元不明遺体の取扱い

警察より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、身元不明者情報の周知を行う。都指針に基づき、概ね1週間程度を経過した身元不明遺体の火葬を行う。

引取り人のない焼骨を引取り人が現れるまでの間、保管する。1年以内に引取り人が判明しない場合は都営納骨堂等に保管する。

※遺体の引渡し、死亡届出等の手続き関係法規は次ページのとおり

(別紙) 遺体対応マニュアル (案) の概要

遺体の引渡し及び死亡届 (火葬、埋葬許可) 手続き関係法規について

10

(警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律)

第10条 警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元が明らかになったときは、速やかに、遺族その他当該取扱死体を引き渡すことが適当と認められる者に対し、その死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、着衣及び所持品と共に当該取扱死体を引き渡さなければならない。ただし、当該者に引き渡すことができないときは、死亡地の市町村長 (特別区の区長を含む。次項において同じ。) に引き渡すものとする。

2 警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元を明らかにすることができないと認めるときは、遅滞なく、着衣及び所持品と共に当該取扱死体をその所在地の市町村長に引き渡すものとする。

(遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について) (通達)

1 遺族等の範囲 「遺族」とは、一般的な解釈と同様、配偶者、二親等以内の血族 (子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹) 及び同居の親族を意味する。また、どのような者が、「死体を引き渡すことが適当と認められる者」に当たるかは、個別の事案に即して判断することとなるが、遺族がいない場合や遺族がいても死体の引取りを拒否した場合において、死亡者の生前の人間関係を考慮し、死亡者の同居人や知人といった当該死体の埋葬・火葬等の措置を適切に行うことができる者がいるときは、これらの者はこれに含まれる (ただし、死体を死亡者の同居人や知人に引き渡す場合は、遺族の同意を得る必要がある。)

(戸籍法)

第87条

次の者は、その順序に従って、死亡の届出をしなければならない。ただし、順序にかかわらず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

2 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も、これを行うことができる。

(民法) 第725条

次に掲げる者は、親族とする。

第1号 6親等内の血族

第2号 配偶者

第3号 3親等内の姻族

第1号

6親等内の血族

1親等：父母・子

2親等：祖父母・孫・兄弟姉妹

3親等：曾祖父母・曾孫・おじおば・甥姪

4親等：高祖父母・玄孫・祖父母の兄弟姉妹・いとこ・甥姪の子

5親等：高祖父母の父母・来孫・高祖父母の兄弟姉妹・祖父母の甥姪・いとこの子・甥姪の孫

6親等：高祖父母の祖父母・昆孫・高祖父母の父母の兄弟姉妹・高祖父母の兄弟姉妹の子・祖父母の甥姪の子…など

第2号

配偶者

配偶者とは、夫婦の一方からみた他方のことです。

この配偶者は、血族にも姻族にも当たりません。また、親等もありません。いってみれば0 (ゼロ) 親等ということになるでしょうか。

配偶者は、血族でも姻族でもなく、親等もありませんが「親族」となる特別な身分です。

配偶者の身分は、婚姻によって発生します。親族となる配偶者は、法律上の婚姻関係にある配偶者に限られません。いわゆる事実婚の内縁関係の配偶者は、親族には当たりません。

第3号

三親等内の姻族

姻族 (いんぞく) とは、配偶者の血族のことをいいます。

夫からみれば、妻の血族 (妻の父母など) は姻族になり、妻からみれば、夫の血族 (夫の父母など) は姻族になります。

また、自分の3親等内の血族の配偶者も姻族となります。したがって、自分の兄弟姉妹の配偶者、甥姪の配偶者、おじおばの配偶者、子や孫の配偶者も姻族ということになります。

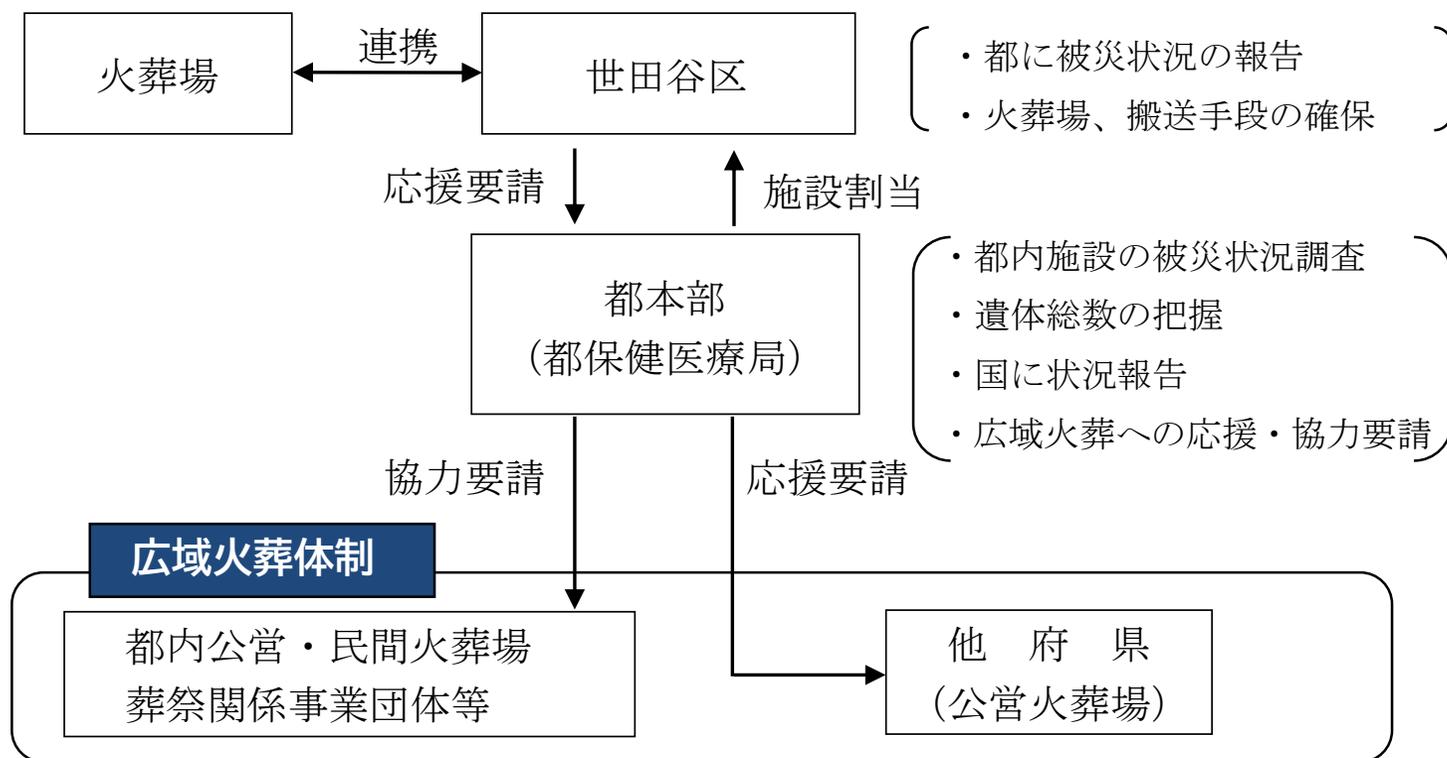
(別紙) 遺体対応マニュアル (案) の概要

火葬体制について

11

災害時の遺体の火葬は「東京都広域火葬実施計画」に基づき、広域火葬体制を前提としてマニュアルに掲載する。広域火葬体制下では、都の調整の下、割り振られた火葬場にて火葬を行うこととなる。また、災害によるご遺体だけでなく、自然死、病死等の事由による遺体についても災害による遺体と同様の取扱いとなる。

広域火葬体制フロー図【地域防災計画 P268 抜粋】



(別紙) 遺体対応マニュアル (案) の概要

遺体収容所として指定している施設一覧

12

No	施設名	所在地	遺体収容可能数	備考
1	池尻地区会館	池尻2-3-11	16	市民大学、健康増進・交流施設（せたがやがやがや館）、池尻保育園、池尻児童館と同一施設
2	世田谷地区会館	世田谷2-25-10	11	
3	経堂南地区会館	経堂5-21-6	13	
4	上馬地区会館	上馬4-10-17	21	上馬まちづくりセンター、上馬あんしんすこやかセンターと同一施設
5	松原地区会館	松原5-17-6	8	デイホーム松原
6	桜上水南地区会館	桜上水3-4-11	15	都営住宅内（都から借受）
7	九品仏地区会館	奥沢7-34-3	11	
8	尾山台地区会館	等々力2-17-14	20	尾山台図書館と同一施設
9	船橋地区会館	船橋3-11-8	23	
10	宇奈根地区会館	宇奈根2-23-10	14	
11	上北沢地区会館	上北沢2-1-3	28	
12	上祖師谷地区会館	上祖師谷4-5-6	21	上祖師谷ぱる児童館と同一施設
13	北烏山地区会館	北烏山9-25-26	—	閉鎖
14	区立総合運動場体育館	大蔵4-6-1	231	

(別紙) 遺体対応マニュアル (案) の概要

遺体収容所機能一覧

収容所開設の参考とするため、各施設の有する機能を以下のとおり評価、具体化

1				2				3											
駐車場 → 施設内				運営者用の待機部屋				遺体安置所運営側の場所									(動線について)		
1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	3-7	3-8	3-9	3-10	3-11	3-12
運営者用の駐車スペース	来所者用の駐車スペース	ご遺体搬送車の駐車スペース	ご遺体の駐車場から収容所までの動線	区	警察	医師会	ほか	遺体受付場所	検視前遺体安置場所	遺体処置場所(洗浄)	遺体処置場所(清拭)	遺体処置場所	検視・検案場所	身元確認場所	棺組立、保管場所	納棺場所	ご遺体の受付から保管までの動線	ドアの開閉、通過(幅、高さ)	エレベーターの使用

4				5		6	7					8
来所者(ご遺族等)の場所				備蓄品		遺体安置所以外の施設利用	施設設備(災害時の対応)					その他(共通の検討事項など、今後の検討課題も含む)
4-1	4-2	4-3	4-4	5-1	-	-	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	
待機場所	遺体安置場所	事務手続き場所	ご遺族の収容所内の動線	保管庫	備蓄品の状況(別リストで確認)	避難所・一時滞在施設	電力	上水道	下水道	ガス	通信	

(別紙) 遺体対応マニュアル (案) の概要

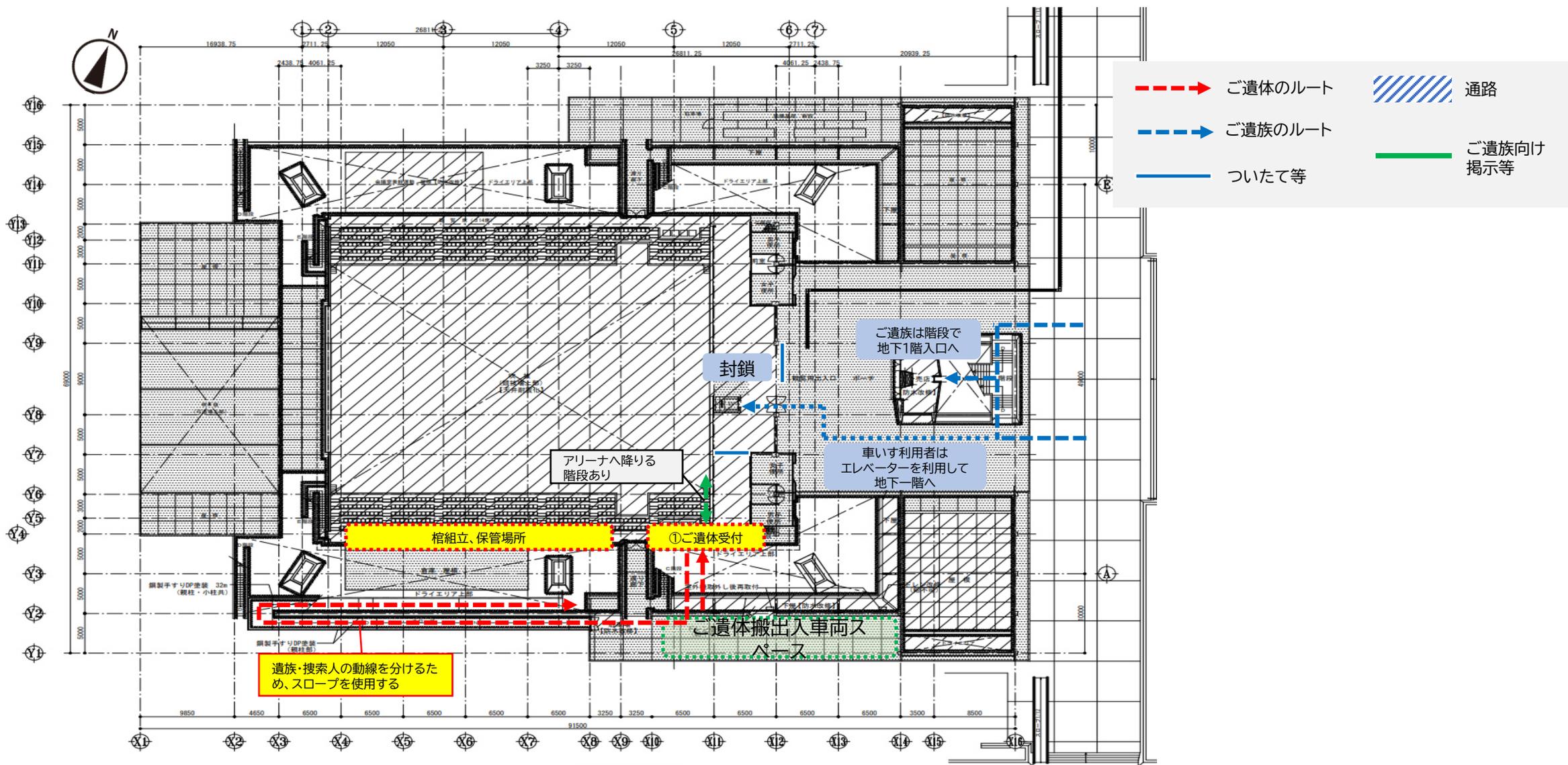
遺体収容所として指定している施設 (地図版)



(別紙) 遺体対応マニュアル (案) の概要

遺体収容所レイアウト例

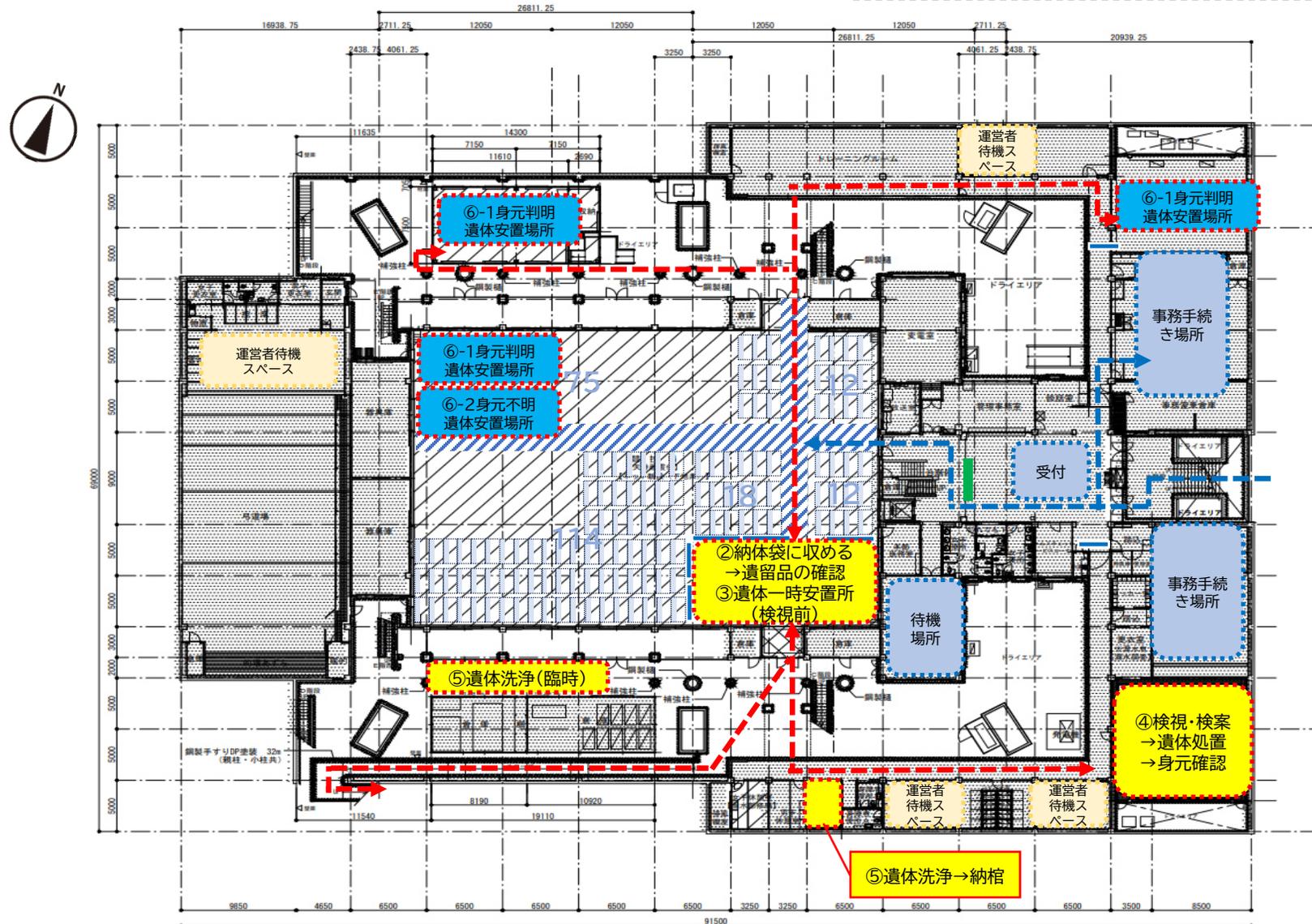
※本図は、25年11月時点において、机上調査により仮設定したものであるため、現地における動線確認により、実際の運用が可能か検証を要する。



(別紙) 遺体対応マニュアル (案) の概要

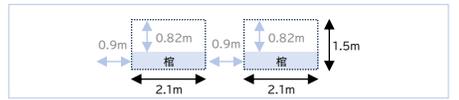
遺体収容所レイアウト例

※本図は、25年11月時点において、机上調査により仮設定したものであるため、現地における動線確認により、実際の運用が可能か検証を要する。



棺寸法

棺の寸法: 横幅(W)0.68m×高さ(H)0.5m×長さ(L)2.1m



遺体安置場所の棺設置目安

アリーナ
231基程度
※遺品展示場所を含まない

(別紙) 遺体対応マニュアル (案) の概要

遺体対応マニュアル様式

17

遺体対応に必要なとなる以下の様式を作成、掲載する。

No.	本マニュアルでの 番号	様式の名称	記載者
1	様式1	遺体調査票(表・裏)	区
2	様式2	遺体取扱台帳	区
3	様式3	氏名札	区
4	様式4	遺体情報連絡票	区
5	様式5	遺体・遺留品引取確認書	区
6	様式6	火葬予定一覧	区
7	様式7	災害遺体送付票	区
8	様式8	焼骨一覧	区
9	様式9	職員ローテーション表(1日)	区
10	様式10	職員ローテーション表(1週間)	区
11	様式11	広域火葬応援要請	区
12	様式12	広域火葬依頼実績報告	区
13	様式13	死体火葬許可証交付申請書	区民
14		死体火葬許可証	区
15	様式14	救助の実施記録日計票	区
16	様式15	遺体の搜索状況記録簿	区
17	様式16	埋葬台帳	区
18	様式17	遺体処理台帳	区
19	様式18	救助の種目別物資受払状況	区
20	様式19	遺体送付票	区

(別紙) 遺体対応マニュアル (案) の概要

遺体対応マニュアル様式

(様式11)						第 号		
						年 月 日		
東京都災害対策本部保健医療局長 殿								
						世田谷区災害対策本部長		
広域火葬応援要請 (第 報)								
年 月 日 時 分 に発生した災害 () により、当区内において次の通り多数の志望者が発生したため、その死亡者の火葬等に関わる広域応援を要請します。								
災害発生場所	<input type="checkbox"/> 区内全域		<input type="checkbox"/> 一部地域 ()					
死亡者数 ※災害以外の死亡を含む。	月 日 時現在		死亡者数 内訳	大人:	人			
	(前報比増減数)			人	小人:	人		
行方不明者数			人	胎児:	人			
火葬等 応援要 請事項	遺体数 ※災害以外の死亡を含む。	月 日 時現在		遺体数 内訳	大人:	体		
		(前報比増減数)			体	小人:	体	
	その他							
連絡担当者	担当部局課							
	職名・氏名							
	電話							
	ファクシミリ							
	メールアドレス							
注)	1 「大人」は12歳以上とし、「小人」は、12歳未満の子供とします。							
	2 「胎児」は4ヶ月以上の死胎とします。							
	3 「不明」は判別できないもの、部分遺体等上記以外とします。							

(様式12)										第 号		
										年 月 日		
東京都災害対策本部保健医療局長 殿												
										世田谷区災害対策本部長		
広域火葬依頼実績報告												
当区から広域火葬の応援を依頼した実績は、次の通りです。												
火葬場名	所在地		内訳									
	月日・曜日		依頼数 (体)	災害による死亡 (体)				災害以外の死亡 (体)				
				大人	小人	胎児	不明	大人	小人	胎児		
	月 日 ()											
	月 日 ()											
	月 日 ()											
	月 日 ()											
	月 日 ()											
	月 日 ()											
	月 日 ()											
月 日 ()												
月 日 ()												
月 日 ()												
合計												
その他	ヘリポート等からの遺体搬入件数等					件、		体				
	〃 における動員人数等					延		日、延 人				
	その他 ()											
連絡担当者	担当部局課											
	職名・氏名											
	電話											
	ファクシミリ											
	メールアドレス											
注) 本表は、被災区市町村ごとに作成します。内訳については、火葬依頼区市町村へ確認の上記入します。												
1 「大人」は12歳以上とし、「小人」は、12歳未満の子供とします。												
2 「胎児」は4ヶ月以上の死胎とします。												
3 「不明」は判別できないもの、部分遺体等上記以外とします。												

(別紙) 遺体対応マニュアル (案) の概要

遺体対応マニュアル様式

(様式13)

複写1枚目		死体火葬許可証交付申請書		決裁	
第	号	番	番地		
死亡者の本籍		番	番	号	
死亡者の住所		番	番	号	
死亡者の氏名					
性別	男	女			
出生年月日	明治 大正	昭和 平成	年	月	日
死因	「一類感染症等」		「その他」		
死亡年月日時		年	月	日	午前 午後
死亡の場所		番	番	号	
火葬の場所					
申請者住所		番	番	号	
申請者氏名	死亡者との続柄				
上記のとおり申請します。					
	年	月	日	申請者	印
世田谷区長殿					
複写2枚目		死体火葬許可証			
第	号	番	番地		
死亡者の本籍		番	番	号	
死亡者の住所		番	番	号	
死亡者の氏名					
性別	男	女			
出生年月日	明治 大正	昭和 平成	年	月	日
死因	「一類感染症等」		「その他」		
死亡年月日時		年	月	日	午前 午後
死亡の場所		番	番	号	
火葬の場所					
申請者住所		番	番	号	
申請者氏名	死亡者との続柄				
世田谷区長 ○○ ○○ 印					

(様式14) 救助の実施様式例

救助の実施記録日計票

救助の種類	避	炊	水	救出	市町村名	世田谷区
	修理	学	死	死		
	障	○	○	○		
	○	○	○	○	責任者氏名	印
No.					年	月
					日	時
					分	
員数 (世帯)						
品目 (数量・金額)						
受入先						
払出先						
場所						
方法						
記事						

～ご遺体対応～

当時：名取市役所連絡幹部として勤務
(第35普通科連隊 星屋政敏)

私は、東日本大震災の災害派遣で、第35普通科連隊の連絡幹部として、宮城県名取市役所に配置され、行政と自衛隊の連絡調整を行っていました。その中で一番慎重に調整を行ったのがご遺体の取扱いに係ることであり、ご遺体の収容数は日に日に増えて、最終的に名取市で911体のご遺体の収容になりました。

搜索地域で発見されたご遺体は、本来であれば警察の立ち合いの下に検視を行い搬送になるのですが、当時は毎日多数のご遺体が発見され、警察の検視待ちに長時間を要し搜索が遅延する状況でした。この時、名取市長にご相談させて頂き、市(行政)と県警の協議の結果として、ご遺体が発見した際の状況をタグに記入して搬送する方法が取れるようになり、隊員が待つことなく搜索に従事専念できる体制を確保しました。

検視が終了したご遺体は、名取市にあるボーリング場を活用した遺体安置所へ自衛隊が搬送し、また、ご遺体を確認するご遺族の方の輸送についても自衛隊で行い、ご遺族に寄り添う支援を行いました。

ご遺体の火葬は、名取市の火葬場が津波被害で使用できなかったもので、山形県や仙台市の火葬場で対応いただきましたが、身元不明者のご遺体については、東京都の江戸川区の都営瑞江葬儀所で市の職員の立ち合いのもと、順次火葬を行いました。

ご遺体の取扱いはご遺体の尊厳を第一に考え、行政と搜索機関(自衛隊、警察、消防等)の密接な調整は不可欠なので、災害が起きる前に行政として何をしておかなければいけないかを考察しておくことは極めて重要だと考えます。



○検視所から遺体安置所へ



○遺体安置所(ボーリング場)



○東京へのご遺体の積載支援

